

本件事故当時、南相馬市小高区に居住していた申立人が、財物損害（一時帰宅の際に持ち出し、直後に廃車手続を行った自家用車）の損害賠償を求めた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成 年（東）第 号事件（以下「本件」という。）につき、申立人×（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

財物損害（自動車登録番号 福島
車台番号 - ）

2 和解の金額

被申立人は、申立人に対し、第1項の1所定の損害項目に対する和解金として、金32万7350円の支払義務があることを認める。

（内訳）	本体車両評価額	金30万7000円
	の消費税	金1万5350円
	登録事項証明書取得費用	金5000円

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

第1項に掲げる損害項目については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務が存在しないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するために、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名捺印又は記名押印の上、申立人が1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年10月4日

（仲介委員 笹原直和）